

保険局の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)及び厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省令第1号)に定めるもののほか、保険局の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

課等の名称	組 織 課長補佐又は 室長補佐 の定数	専 門 官		保		主査の 定 数	専門スタッフ職	
		名 称	定数	数	名 称		名 称	定数
書記付				2	管理係 人事厚生係			
総務課	4	調整専門官 医療保険財政専門官	1 1	4	庶務係 医療保険財政係 企画調査係 研修調整係	1	医療効率化研究官	1
社会保険審査調整室	1	審査専門官 審査業務支援調整官	6 1	3	審査庶務係 審査第一係 審査第二係			
保険課	2	健康保険組合指導調整官 支払基金業務調整官 審査支払改革調整官 保健事業推進専門官	1 1 1 1	5	庶務係 企画法令第一係 企画法令第二係 健康保険組合係 指導調整係	1		
全国健康保険協会管理室	2 〈内2〉	全国健康保険協会指導調整官	1	3 〈内1〉	(運営管理第一係) 運営管理第二係 運営管理第三係	1		
国民健康保険課	3	保健事業推進専門官 在宅医療・健康管理技術推 進専門官 国民健康保険広域化推進専門 官	2 1 1	10	庶務係 施設係 財政第一係 財政第二係 企画法令係 調整係 監理係 国民健康保険組合係 指導調査係 保険者努力支援係	3		
高齢者医療課	4	財政調整専門官 調整専門官 財政運営管理調整官 保健事業推進専門官	1 1 1 1	6	庶務係 財政係 企画法令係 広域連合係 監理係 財政調整係			
医療介護連携政策課	3	評価専門官	1	4	庶務係 計画係 企画係 調整係			
保険データ企画室	2	医療保険情報管理専門官 主任システム管理専門官 健康保険情報推進専門官 医療保険番号制度調整専門官	1 1 1 1	3	保険データ企画係 企画調整係 医療情報提供係			
[医療費適正化対策推 進室]	3 〈内1〉	医療費適正化効果評価専門官 保健事業推進専門官	1 1	4	保険者調整係 医療調整係 健康調整係 特定健診等推進係			
医療課	13	調整専門官 薬剤専門官 療養指導専門官 療養事務専門官 保険医療材料審査専門官 保険医療材料専門官 看護医療専門官 入院医療包括評価指導官 包括化推進専門官 診療報酬体系推進専門官 医薬品価格情報専門官 高齢者医療対策官 歯科医療専門官	1 2 2 〈内1〉 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 〈内1〉 〈内1〉	庶務係 企画法令第一係 企画法令第二係 医療係 (保険医療材料係) 包括医療企画係 包括医療推進係			
保険医療企画調査室	1	医療経済専門官 改定結果検証専門官	1 1	1	企画調査係			
医療指導監査室	3 〈内1〉	総務専門官 (研修専門官) 適時調査指導官	2 2 〈内2〉 1	2 〈内1〉	(管理係) 指導監査係			
[医療技術評価推進室]	2 〈内1〉	医療技術評価推進専門官 先進・再生医療迅速評価専門官 先進・再生医療開発戦略専門官 先進・再生医療特別評価専門官	1 1 1 1	4 〈内2〉	医療技術評価推進係 (先進・再生医療開発推進係) (先進・再生医療迅速評価推進係) (先進・再生医療特別評価推進係)			

組 織 課等の名称	課長補佐又は 室長補佐 の定数	専 門 官		保		主査の 定 数	専門スタッフ職	
		名 称	定数	数	名 称		名 称	定数
調査課	3	数理専門官 医療費解析官 関刑医療費分析官	2 2 1	5	庶務係 数理第一係 数理第二係 医療機関医療費係 高齢者医療調査係	1	国際医療費動向分 析官	1
計	46 <内5>		60 <内3>	63 <内5>		7		2

(注) 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室長補佐 []
 主 門 官 ・ 係 <内>
 主 計 ()=名称、<内>=定数
 <内>
 <内>

2. 事務分担表

〔書記付〕

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
書記	管理係	1. 局長等の秘書に関すること。 2. 局の国会用務の総括に関すること。
	人事厚生係	1. 局の人事、福利厚生等に関すること。 2. 局の給与及び諸手当の支給等に関すること。

〔総務課〕

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐(2) (総括、総務担当)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 社会保障審議会医療保険保険料率分科会に関すること。
	医療保険財政係	1. 局の予算の総括及び年金特別会計健康勘定の経理に関すること。 2. 年金特別会計健康勘定に属する国有財産に関すること。 3. 年金特別会計健康勘定の船員保険の経理に関すること。
課長補佐(2) (企画・調整、法令担当)	企画調査係 主査	1. 医療保険制度に関する総合的企画に関すること。 2. 医療保険制度に関する調査・研究に関すること。 3. 局の法令等の審査に関すること。
	研修調整係	1. 局の職員研修の企画及び実施に関すること。 2. 局の広報事務の連絡調整に関すること。
調整専門官		1. 社会保障審議会医療保険保険料率分科会の調整に関すること。
医療保険財政専門官		1. 各医療保険制度の財政に係る調査及び研究等に関すること。
医療効率化研究官		1. 医療の効率化の観点から、保険局長の命を受け、独任官的に、高度の専門的知識経験に基づき、詳細な調査、分析、研究を行うことにより、保険医療の効率化を図るための企画及び立案の支援を行う。

〔総務課社会保障審査調整室〕

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐	審査庶務係	1. 社会保障審査官及び社会保障審査会の事務の企画、予算に関すること。 2. 社会保障審査会に係る統計資料の作成に関すること。 3. 社会保障審査会委員会に関すること。
	審査第一係	1. 健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の再審査の事務に関すること（第2、第3部会に関すること。）。)
	審査第二係	1. 健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の再審査の事務に関すること（第1、第4部会に関すること。）。)
審査専門官(6)		1. 再審査請求に係る複雑、専門的な事務に関すること。 2. 社会保障審査会裁決の取消訴訟事務及び社会保障審査調整室に係る訴訟事務に関すること。
審査業務支援調整官		1. 社会保障審査官が行う審理の技術的支援及び助言に関すること。 2. 社会保障審査官が行う審理に係る保険者の事務処理の掌握及びその改善に関すること。 3. 社会保障審査官に係る研修の企画・実施に関すること。

〔保険課〕

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐 (総括担当)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 課の予算に関すること。 3. 社会保障診療報酬支払基金及び健康保険組合関係者の厚生労働大臣表彰に関すること。
	健康保険組合係 主査	1. 健康保険組合の事業運営及び予算編成の基準に関すること。 2. 健康保険組合の指導監督の方針及び諸認可の基準に関すること。 3. 健康保険組合連合会の指導監督に関すること。 4. 健康保険組合に係る課の予算に関すること。
	指導調整係	1. 健康保険組合に係る諸認可に関すること。 2. 健康保険組合の指導監督に関し、地方厚生局が行う、事務についての指導監督に関すること。 3. 健康保険組合に係る統計資料に関すること。
課長補佐 (法令担当)	企画法令第一係	1. 健康保険制度の企画及び立案に関すること。 2. 健康保険及び社会保障診療報酬支払基金法令の制定改廃等に関すること。
	企画法令第二係	1. 船員保険制度の企画及び立案に関すること。 2. 船員保険法令の制定改廃等に関すること。

健康保険組合指導調整官	1. 健康保険組合（指定組合を含む。）の事業状況等の調査分析に関すること。 2. 健康保険組合（指定組合を含む。）の財政健全化方策及び監査（指導）方針の策定に関すること。 3. 地方厚生局が行う事務（組合監査等）の指導及び調整に関すること。 4. 指定組合に対する解散命令等に係る健康保険組合連合会、保険者等との連絡調整に関すること。
支払基金業務調整官	1. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（介護保険関係業務及び他課の所掌に属するものを除く。）。 2. 地方厚生局が行う事務（基金支部監査等）の指導及び調査に関すること。
審査支払改革調整官	1. 審査支払機関に係る改革に関すること。
保健事業推進専門官	1. 健康保険組合及び全国健康保険協会が実施する保健事業の企画及び立案に関すること。 2. 健康保険組合及び全国健康保険協会が実施する保健事業の調査及び分析並びにその指導に関すること（全国健康保険協会管理室及び健康保険組合指導調整官の所掌に属するものを除く。）。 3. 各医療保険者が実施する保健事業の調査に関すること（健康保険組合指導調整官の所掌に属するものを除く。）。

[保険課全国健康保険協会管理室]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐 (併(2))	運営管理第一係 (併)	1. 全国健康保険協会の定款、予算及び事業計画等の認可に関すること。 2. 全国健康保険協会の保険料率の認可、保険料率の変更命令及び職権変更に関すること。 3. 全国健康保険協会の財務諸表及び事業報告書等の承認に関すること。 4. 全国健康保険協会の理事長、監事及び運営委員会の委員の任命並びに会計監査人の選任に関すること。 5. 全国健康保険協会が行う月別収支状況管理や財政収支見通し、財政分析等の検証に関すること。
	運営管理第二係 主査	全国健康保険協会が管掌する健康保険に関するものであって、 1. 全国健康保険協会への交付金に関すること。 2. 全国健康保険協会の補助金の予算及び執行に関すること。 3. 全国健康保険協会の短期借入金及び借り換えの承認に関すること。 4. 全国健康保険協会の保険料相当額の管理・交付事務等に関すること。 5. 全国健康保険協会の補助金の交付要綱、支払計画・示達に関すること。
	運営管理第三係	全国健康保険協会が管掌する船員保険に関するものであって、 1. 全国健康保険協会への交付金に関すること。 2. 全国健康保険協会の補助金の予算及び執行に関すること。 3. 全国健康保険協会の短期借入金及び借り換えの承認に関すること。
全国健康保険協会指導調整官		1. 全国健康保険協会の業績評価及びその公表に関すること。 2. 全国健康保険協会の指導監督に関すること。 3. 地方厚生局が行う事務（協会支部監査等）の指導及び調整に関すること。

[国民健康保険課]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐 (総括担当)	庶務係	1. 課の庶務に関する事。 2. 公益法人の指導監督に関する事。 3. 国民健康保険事務功労者に係る厚生労働大臣表彰に関する事。
	財政第一係 主査	1. 課の予算に関する事。 2. 療養給付費等負担金（補助金）に関する事。 3. 事務費負担金に関する事。
	財政第二係 主査	1. 財政調整交付金に関する事。 2. 保険基盤安定等負担金に関する事。
	調整係	1. 退職者給付拠出金に関する事。 2. 療養給付費交付金に関する事。 3. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事（退職者医療関係業務に関する事に限る。） 4. 国民健康保険団体連合会等の業務運営の効率化に関する調整に関する事。
	監理係	1. 国民健康保険団体連合会等の業務の調整及び補助金に関する事（調整係、介護保険関係業務及び他課の所掌に属するものを除く。）
課長補佐 (業務担当)	施設係 主査	1. 直営診療施設整備に対する助成に関する事。 2. 国民健康保険の保健事業に対する助成に関する事。
	国民健康保険組合 係	1. 国民健康保険組合の事業運営及び予算編成の基準に関する事。 2. 国民健康保険組合の指導監督の方針及び諸認可の基準に関する事。 3. 国民健康保険組合の業務の調整及び補助金に関する事。
課長補佐 (法令担当)	企画法令係	1. 国民健康保険制度の企画に関する事。 2. 国民健康保険法令の制度改廃及び解釈その他法令等に関する事。
	指導調査係	1. 都道府県実施の保険者等の指導監督に対する助言に関する事。 2. 国民健康保険の指導担当職員の研修に関する事。 3. 国民健康保険市町村関係情報の調査、収集に関する事。
	保険者努力支援係	1. 保険者努力支援制度の実施及び交付金に関する事。 2. 標準事務処理システムの制度改正等への対応に係る連絡調整及び補助金に関する事。
保健事業推進専門官		1. 国民健康保険の保健事業の企画に関する事。 2. 健康総合対策事業の企画、推進、拡大強化に関する事。
保健事業推進専門官		1. 市町村の国民健康保険の特定健康診査等実施計画についての助言及び指導に関する事。 2. 都道府県の策定する医療費適正化計画と市町村の国民健康保険の特定健康診査等実施計画との整合性についての助言及び指導に関する事。 3. 市町村の国民健康保険の特定健康診査、特定健康指導に対する補助金に関する事。 4. 市町村の国民健康保険の特定健康診査、特定健康指導に係る企画、普及及び調査に関する事。 5. 国民健康保険組合に係る特定健康診査等実施計画についての助言及び指導に関する事。
在宅医療・健康管理技術推進専門官		1. 在宅医療等推進支援のためのレセプト情報システムを活用した訪問指導等の普及・推進に係る企画に関する事。 2. 対象疾病を特定した健康目標の設定並びに疫学的データ、健診データ及びレセプト情報の活用を基礎とした個別的健康管理指導の普及・推進に係る企画に関する事。
国民健康保険広域化推進専門官		1. 市町村の国民健康保険の広域化の推進に関する事。

[高齢者医療課]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐 (総括担当)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 課の予算に関すること。
課長補佐 (法令担当)	企画法令係	1. 高齢者医療制度の企画及び立案に関すること。 2. 高齢者医療制度に係る法令の解釈及び改廃等に関すること。 3. 高齢者医療制度に係る調査・研究に関すること。
課長補佐 (財政担当)	財政係	1. 調整交付金に関すること。 2. 財政安定化基金に関すること（財政運営管理調整官の所掌に属するものを除く。）。 3. 地方財政措置に関すること。 4. 高齢者医療運営円滑化等事業に関すること（調整専門官の所掌に属するものを除く。）。 5. 後期高齢者医療定率負担金等の執行に関すること。 6. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（高齢者医療制度関係業務のうち、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の特別会計に関することに限る。）。
	財政調整係	1. 後期高齢者支援金に関すること。 2. 前期高齢者の財政調整における保険者の負担調整に関すること。 3. 後期高齢者医療定率負担金に関すること（財政係の所掌に属するものを除く。）。
課長補佐 (業務担当)	広域連合係	1. 後期高齢者医療広域連合に関すること（財政運営管理調整官の所掌に属するものを除く。）。 2. 後期高齢者医療制度の保健事業に関すること。
	監理係	1. 国民健康保険団体連合会等の行う業務に関すること（高齢者医療関係業務に関することに限る。）。 2. 特別高額医療費共同事業に関すること。
財政調整専門官 調整専門官		1. 高齢者医療制度の財政に係る調整や調査に関すること。 1. 高齢者医療運営円滑化事業に係る企画立案及び関係団体との調整等に関すること。 2. 高齢者医療支援金等負担金助成事業に係る各保険者からの情報収集及び分析に関すること。
財政運営管理調整官		1. 後期高齢者広域連合の財政運営に係る企画・調査に関すること。 2. 後期高齢者保険料率の設定等に関すること。 3. 財政安定化基金にかかる企画立案に関すること。
保健事業推進専門官		1. 後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業（健康診査事業を含む）の企画及び立案に関すること（広域連合係の所掌に属するものを除く。）。 2. 後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業の調査及び分析並びに支援等に関すること（広域連合係の所掌に属するものを除く。）。

[医療介護連携政策課]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐 (総括担当)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 課の予算に関すること。
	計画係	1. 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画に関すること。 2. 前号の計画に掲載された事業に要する経費を支弁するための基金に関すること。
課長補佐 (法令担当)	企画係	1. 医療と介護の連携に関する企画及び立案に関すること。 2. 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定に関すること。 3. 医療保険と介護保険の給付調整に関すること。 4. 社会保険診療報酬に関する基本的な政策を企画及び立案し、診療報酬改訂の基本方針を作成すること。
課長補佐	調整係	1. 社会保険診療報酬と介護報酬の調整に関すること。 2. 社会保険診療報酬及び基金等の総合的な企画調整に関すること。
評価専門官		1. 基金を活用した事業に係る評価指標の設定に関すること。 2. 基金を活用した事業に係るデータ収集及び分析並びに効果検証に関すること。

[医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐		1. 医療費適正化に関する総合的企画に関すること。 2. 医療費適正化に関する調査・研究に関すること。 3. 保険者のデータヘルス計画その他の保健事業の企画及び立案並びに円滑な実施に関する調整に関すること。 4. 医療費適正化計画基本指針及び全国医療費適正化計画の作成及び評価の総括に関すること。
室長補佐	保険者調整係	1. 特定健康診査等の決済やデータ移送に関するシステムの企画及び運営に関すること。 2. 特定健康診査等基本指針の作成及び健康診査等指針との調整に関すること。 3. 特定健康診査等実施計画の作成のために必要な助言及び実施状況の評価に関すること。 4. 医療保険者における特定健康診査等の実施に係る関係団体との連絡調整に関すること。 5. 保険者協議会の運営に係る関係団体との連絡調整に関すること。
	医療調整係	1. 医療計画との調整に関すること。 2. 介護保険事業支援計画との調整に関すること。 3. 都道府県医療費適正化計画のうち、医療の効率的な提供の推進に関する事項の助言及び評価に係る関係団体との連絡調整に関すること。 4. 医療提供関係団体との連絡調整に関すること。
室長補佐（併）	健康調整係	1. 健康増進計画との調整に関すること。 2. 都道府県医療費適正化計画のうち、健康の保持の推進に関する事項の助言及び評価に係る関係団体との連絡調整に関すること。 3. 特定健康診査等に関する関係団体との連絡調整に関すること。
	特定健診等推進係	1. 特定健診・保健指導データに基づく調査及び分析に関すること。 2. 特定健診・保健指導の実態に関する調査及び分析に関すること。 3. 特定健診・保健指導の実施方法の企画及び立案並びに検証に関すること。 4. 特定健診・保健指導の実施状況に関する報告内容の取りまとめに関すること。
医療費適正化効果評価専門官		1. 特定健診・特定保健指導情報とレセプト情報の突合・分析等による医療費適正化効果の検証に関すること。 2. 医療費適正化計画の評価に関すること。 3. 医療費適正化計画の円滑な実施に係る施策に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
保健事業推進専門官		1. 保険者が行う保健事業の効果に係る評価等に関すること。 2. 自治体が実施する他の健診等との連携強化にかかる検討及び関係者間の調整に関すること。 3. 効果的な保健事業に関する情報の収集及び分析並びに公表に関すること。 4. 特定保健指導に関する調査及び研究に関すること。 5. 特定健診・特定保健指導の実施に係る人材育成に関すること。

[医療介護連携政策課保険データ企画室]

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐	保険データ企画係	1. 医療保険者が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係るデータ等の活用に関する総合的な企画及び立案に関すること。（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）
室長補佐	企画調整係	1. 医療保険者及び診療報酬の審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関する企画立案及び調整に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
	医療情報提供係	1. レセプト情報・特定健診等情報の提供にかかる有識者会議等の運営に関すること。 2. レセプト情報・特定健診等情報データベースの利活用にかかる調整に関すること。
医療保険情報管理専門官		1. レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの情報セキュリティの確保に関すること。
主任システム管理専門官		1. レセプト電算処理システムの実施に関すること。 2. 社会保障・税番号制度の各保険者システムの改修等に係る調整、工程管理及び助言に関すること。
健康保険情報推進専門官		1. レセプト情報・特定健診等情報の収集及び整理等に関すること。
医療保険番号制度調整専門官		1. 社会保障・税番号制度の利活用にかかる情報連携に関するシステム構築にかかる企画立案及び関係者間の調整に関すること。

〔医療課〕

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐 (総括担当)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 課の予算に関すること。 3. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関すること。
調整専門官		1. 中央社会保険医療協議会の実施に関する事務を行うこと。
課長補佐 (法令担当)	企画法令第一係	1. 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「健康保険法等」という。）の施行に関し、医療事務に関する企画調整及び指導・監督を行うこと。 2. 課の法令、告示及び通達の制定、改廃等に関する業務を行うこと。 （先進・再生医療開発推進係の所掌に属するものを除く。）
	企画法令第二係	1. 薬価算定の基準、薬価基準その他薬価に係る法令、告示及び通達の制定、改廃等に関すること。 2. 地方社会保険医療協議会に関すること。
課長補佐(3) (医科担当)		1. 医科の社会保険診療報酬に関する政策を企画及び立案し、診療報酬の改定作業を行うこと。 2. 医科の診療報酬改定に関し、関係学会及び関係団体との調整を行うこと。
課長補佐 (包括医療担当) 入院医療包括 評価指導官	包括医療企画係	1. 包括評価範囲の設定、医療機関の機能や地域での役割を評価した評価係数による包括評価体系等に関する企画立案を行うこと。 2. 診療報酬改定における、急性期入院医療における医療機関別診断群分類1日当たりの包括評価（定額払い方式）制度（以下「DPC制度」という。）と出来高報酬制度との制度間の調整を行うこと。 3. 医療の質や適正な診療報酬算定を確保するために適切な制度運用に向けた対策の構築を行うこと。 4. 診療報酬包括評価に関し、関係学会及び関係団体との調整を行うこと。
	包括医療推進係	1. DPC制度に関する実態調査及び分析等を行うこと。 2. 療養病床等における包括評価について、医療区分やADL区分に応じた実態調査及び分析等を行うこと。 3. 診療報酬包括評価の諸外国の先例に関する調査を行うこと。 4. 診療報酬情報等のデータ管理及びデータ活用体制の構築を行うこと。
包括化推進専門官		1. 医療技術の適正評価を図るため診療行為別原価の調査を行うこと。 2. 診療行為の定額払い方式（急性期入院）の試行病院における疾患別費用及び平均在院期間の調査、分析を行うこと。
診療報酬体系推進専門官		1. 医師、歯科医師などの診療科の特性と技術の難易度を踏まえた医療技術の評価、医薬品、医療材料等の価格及び医療機関の維持管理費用等の評価の調査の企画・立案、分析等を行うこと。
課長補佐 (歯科担当)		1. 歯科の社会保険診療報酬に関する政策を企画及び立案し、診療報酬の改定作業を行うこと。 2. 歯科の診療報酬改定に関し、関係学会及び関係団体との調整を行うこと。
課長補佐 (看護担当) 看護医療専門官		1. 基準看護承認等運用の適正化のための方策の企画及び立案を行うこと。 2. 診療報酬改定の看護料改定に関し、関係団体との調整を行うこと。 3. 付添看護の院内化の推進に関する指導監督を行うこと。
課長補佐(3) (薬剤担当) 薬剤専門官(2)		1. 薬価基準及び調剤報酬に関する政策を企画及び立案し、薬価基準の改定作業を行うこと。 2. 薬価基準及び調剤報酬改定に関し関係団体等との調整を行うこと。
課長補佐 (栄養担当)		1. 栄養関連の診療報酬、入院時の食事療養等に関する政策を企画及び立案し、診療報酬等の改定作業を行うこと。 2. 栄養関連の診療報酬等の改定に関し、関係学会及び関係団体との調整を行うこと。
医薬品価格情報専門官		1. 医薬品の市場実勢価の調査を行うこと。 2. 医療機関等における実購入価格の調査を行うこと。
保険医療材料審査専門官		1. 新規材料の保険導入申請前における事前相談に関すること。 2. 新規材料の保険適用審査に係る材料専門組織の運営に関すること。
保険医療材料専門官	保険医療材料係 (併)	1. 保険医療材料の算定方式、改定方法の適正化のための調査方法の検討・分析、評価及び立案を行うこと。 2. 手技料に含まれる治療材料調査を行うこと。
療養指導専門官(2うち1併)		1. 柔道整復、はり、きゅう、マッサージに係る療養費の適正化のための方策の企画立案を行うこと。

療養事務専門官	医療保	1. 健康保険法等による医療の取扱い及び担当に関する基準に関する業務を行うこと。 2. 健康保険法等による療養の給付等の額の算定に関する事務を行うこと。 3. 柔道整復、はり、灸、マッサージに係る療養費の動向、療養費のあり方及び療養経済の実態等に係る調査研究を行うこと。 4. 柔道整復、はり、灸、マッサージに係る療養費の改定等に関すること。
高齢者医療対策官		1. 後期高齢者医療制度等に関する専門的及び技術的事項に係る企画、立案に関する事務を行うこと。 2. 後期高齢者医療制度に係る診療報酬の改定作業に関する事務を行うこと。
歯科医療専門官		1. 歯科診療報酬の適正化のための調査等を行うこと。 2. 歯科用貴金属材料の算定のためのデータ収集及び改定を行うこと。

【医療課医療技術評価推進室】

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐 (医科担当)	医療技術評価推進係	1. 医療保険制度における医療技術の費用対効果に係る評価に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 2. 社会保険診療報酬のうち、医療技術に係るもの及び基準材料価格について、費用対効果に係る指針の策定等に関する企画及び立案並びに調査を行うこと。
	先進・再生医療迅速評価推進係(併)	1. 先進医療及び保険外併用療養費制度に係る安全性・有効性等の評価に関する企画及び立案並びに調整を行うこと。(医政局の所掌に属するものを除く。) 2. 先進医療及び再生医療並びに保険外併用療養費制度について、社会保険診療報酬における評価を行うこと。
	先進・再生医療特別評価推進係	1. 先進医療会議の事務に関すること 2. 先進医療及び再生医療並びに保険外併用療養費制度の申請前に行う、医療機関との事前相談の事務に関すること。(医政局の所掌に属するものを除く。)
医療技術評価推進専門官 (薬剤担当)		1. 医療保険制度における医療技術(薬剤に関するものに限る。)の費用対効果に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 2. 薬価について、費用対効果に係る評価指針の策定等に関する企画及び立案並びに調査を行うこと。
室長補佐(併) (法令担当)	先進・再生医療開発推進係(併)	1. 保険外併用療養費制度に関する企画及び立案に関すること。 2. 保険外療養費制度及び再生医療に関する法令、告示及び通達の制定、改廃等に関すること。
先進・再生医療迅速評価専門官 (医科担当)		1. 先進医療及び保険外併用療養費制度における個別の技術の安全性・有効性等の評価を行うこと。(医政局の所掌に属するものを除く。) 2. 社会保険診療報酬における再生医療に関する保険適用審査に係る評価を行うこと。
先進・再生医療開発戦略専門官 (医科担当)		1. 保険外併用療養費制度に関して関係団体等との調整を行うこと。 2. 医療保険制度における再生医療に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
先進・再生医療特別評価専門官 (医科担当)		1. 先進医療及び再生医療並びに保険外併用療養費制度の申請前に個別の技術について、医療機関との事前相談を行うこと。(医政局の所掌に属するものを除く。)

【医療課保険医療企画調査室】

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐	企画調査係	1. 社会保険診療報酬に関する政策の企画及び立案に関し、必要な情報の収集及び分析を行うこと。 2. 社会保険診療報酬に関し、調査を行うこと。
医療経済専門官		1. 医療費の動向及び社会保険診療報酬のあり方について、調査研究を行うこと。 2. 医療経済の実態について、調査研究を行い、診療報酬の改定につき検討を行うこと。
改定結果検証専門官		1. 診療報酬改定結果に関する調査及び検証を行うこと。 2. 調査結果に基づき、次期診療報酬改定に向けた検討を行うこと。

【医療課医療指導監査室】

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
室長補佐 (3うち1併)	管理係(併)	1. 室の庶務に関すること 2. 室の予算に関すること
	指導監査係	1. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導及び監査に関すること。 2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術に係る療養費に関する指導及び監査に関すること。
訟務専門官(2)		1. 指導及び監査に伴う行政訴訟に関する所要の連絡調整に関すること。 2. 行政訴訟事案の情報の収集、分析の事務に関すること。
研修専門官(併(2))		1. 地方厚生(支)局に配置された医療指導監査担当職員の研修に関すること。 2. 医療指導監査業務に係る業務処理の標準化・統一化の推進に関すること。
適時調査指導官		1. 適時調査効率化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 2. 適時調査に関する指導・監督に関すること。

【調査課】

課長補佐等	係等の名称	所 掌 事 務
課長補佐	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 課の予算に関すること。 3. 健康保険、国民健康保険及び船員保険の統計に関する資料の編纂、収集及び保管に関すること（各種共済組合等及び医療保険関係制度の統計に関する資料の収集及び保管を含む。）。
	数理第一係	1. 健康保険及び船員保険の数理及びそのための調査に関すること。 2. 健康保険の統計及びそのための調査に関すること。
課長補佐	数理第二係	1. 国民健康保険の数理及びそのための調査に関すること。 2. 国民健康保険の統計及びそのための調査に関すること。 3. 医療保険情報管理システムのうち、国民健康保険に係るデータ投入に関すること。
	医療機関医療費係	1. 保険医療機関医療費統計及びそのための調査に関すること。 2. 保険医療機関医療費統計に関する資料の収集及び体系的整備・管理に関すること。
課長補佐	高齢者医療調査係主査	1. 高齢者医療制度の数理及びそのための調査に関すること。 2. 高齢者医療制度の統計及びそのための調査に関すること。 3. 後期高齢者医療制度の統計のうち被保険者等の実態、医療給付の実態の統計に関すること。 4. 医療保険情報管理システムのうち後期高齢者医療制度に係るデータ投入に関すること。
数理専門官（2）		1. 課の所掌事務のうち数理、統計及び調査の専門的部分の分析、調査及び研究に関すること。
医療費解析官（2）		1. 医療費供給面のマクロ統計の解析に関すること。 2. 医療費供給面のミクロ統計の解析に関すること。
調剤医療費分析官		1. 調剤レセプトによる調剤医療費の分析に関すること。 2. 調剤レセプトデータの収集及び管理に関すること。
国際医療費動向分析官		1. 諸外国の医療費動向に関する調査、分析、比較研究、資料編纂及び情報収集に関すること。

3. 再任用短時間勤務職員の職名、定数等

課等の名称	職名	定数	所掌事務
総務課 社会保険審査調整室	審査専門官	3	1. 再審査請求に係る複雑、専門的な事務に関する こと。
国民健康保険課	国民健康保険指導調整 官	1	1. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連 合会の行う業務（高齢者医療関係業務及び介護保 険関係業務を除く。）についての指導及び調整に 関すること（医療課の所掌に属するものを除 く。）。
計		4	